

小田原市監査委員公表第 1 号

令和 6 年 1 1 月 2 6 日付け小田原市監査委員公表第 2 3 号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 加 藤 仁 司

番号	指 摘 等 の 内 容	措 置 状 況
1	災害が発生した場合、また、傷病者が発生した場合に利用者の安全を確保する体制は一定の整備がされていたが、指定管理者の作成した安全対策マニュアルにおいて、資機材の数量や園内の危険箇所、参集体制等に空欄の箇所があった。 市は、マニュアルの内容を検証するとともに、不備がある場合は指定管理者へ修正を指示する必要がある。	市から指定管理者に対し安全対策マニュアルに係る指摘箇所の修正を指示し、その後、適切に修正されていることを確認した。 今後は、市と指定管理者の両方でマニュアルの内容を都度確認し、必要事項があれば内容を更新していく。
2	本施設は「小田原市地域防災計画」において応急仮設住宅候補地及び土砂災害避難場所（指定緊急避難場所）に指定されており、災害発生時の対応については、基本協定書第 1 7 条においても、あらかじめ所管と指定管理者が協議することとされ	市と指定管理者との間で災害発生時における対応について十分に協議し、協議内容に基づく「土砂災害発生時における一時避難場所開設・運営マニュアル」を作成した。

	ている。 市は、現時点では協議内容に基づくマニュアルを整備していないが、現在、整備へ向けた検討を進めているとのことであった。災害発生時における混乱を回避、軽減できるよう、市は指定管理者と十分に調整を図り、マニュアルを整備する必要がある。	
3	指定管理者は、個人情報保護マニュアルを作成していたが、当該マニュアルに規定する「個人情報管理台帳」を整備していなかった。 市は、マニュアルに規定する内容が正しく運用されているか検証し、改善を要する場合は指導することで実効性を高める必要がある。	市から指定管理者に対し、個人情報管理台帳の作成を指示し、その後、適切に作成されていることを確認した。 今後は、市と指定管理者で、マニュアルに規定されている内容が正しく運用されているかを都度確認し、改善の必要があれば、指導していく。
4	収支決算書において、収入及び管理費の区分に適正でない処理が見受けられたほか、消費税額の計数等に誤りがあった。また、収支予算書においても、収入の区分が明確でなかった。 収支予算及び収支決算は、施設の指定管理の在り方や指定管理料の算出に当たっての基礎となる情報であり、市は内容を十分に精査し、予算編成とそれに基づく決算整理を適切に行うよう指定管理者に指導しなければならない。	市から指定管理者に対し、収支決算書及び収支予算書に係る指摘箇所の修正を指示し、その後、適切に修正されていることを確認した。 今後は、収支決算書等の作成における誤りを防ぐため、代表企業で経理を担当している部署とのダブルチェックを行い、適正な事務処理に改善するよう指導した。

5	指定管理者が個人情報保護研修を基礎研修の一環として実施したことについては、業務報告書や事業報告書に明記されておらず、市は口頭にて報告を受けていた。個人情報の保護等については、市民に重大な影響を及ぼす事項であるため、これらの報告書に明確に記載させる必要がある。	市から指定管理者に対し、研修の実施実績を業務報告書等に明確に記載するよう指示した。
---	--	--